

パブリックコメントの結果について

意見募集の対象：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案

意見募集期間：平成24年11月13日～12月5日

意見提出者数：24件

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	PCB廃棄物の処理期限を一律に10年延長するのではなく、高濃度と微量に分けるなどPCB廃棄物の種類別に詳細に設定すべき。一律に延長すれば、平成28年を目処に処理を進めていた事業者が処理を遅らせることで、10年後に今回と同様の期限延長が必要となる恐れがある。	PCB廃棄物については、できるだけ早く処理を終わらせるよう取り組むことが必要です。このため、保管事業者は、都道府県市の指導に従い、処理施設への計画的な搬入など早期処理に協力することが必要です。 環境省としては、都道府県等と連携し、PCB廃棄物が処理施設に計画的に搬入されるよう取り組んで行くこととしています。
2	期限一杯まで延長するのではなく、5年（平成33年）程度延長し、再度処理状況を見て、対応策を検討すべきではないか。	新たな処理期限については、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会報告書（平成24年8月）（以下「報告書」という。）において、「関係者が最大限努力を図った場合に、PCB廃棄物全体の処理完了が達成すると見込まれる時期まで延長することが適当」とされており、環境省としても、この考え方により新たな処理期限を設定しています。
3	微量PCB汚染廃電気機器等は、早期に廃絶すべき高濃度PCBとは扱いを切り分け、処理期限を設けず電気機器としての役割を終えた段階で適正処理できる仕組みにすべき。	微量PCB汚染廃電気機器等については、比較的濃度が高いものも存在するため、処理期限を設けて処理を行うことが適当であると考えています。
4	今回の改正案は延長しすぎである。 ・現在すべての品目が処理可能な状態になく、安定器や大型トランスの処理について不安定な課題が残っている。 ・ストックホルム条約の処理期限に近く、追加的にPCBが確認された場合に対応が取れない。 ・処理に対して補助金が出る自治体もあり、様子を見ながら最後に処理すればよいと考えている事	処理に関する課題等は、引き続き検討を行い、処理を推進していくこととなります。また、今後、PCB廃棄物を保管している事業者等に対して、環境省や都道府県等の関係機関が、処理を促すことなどにより、可能な限り早期に処理が完了するよう施策を推進することが重要であると考えています。

	業者がいる。	
5	<p>マンションにおいてもトランス等が設置されているが、マンションの所有者や管理会社は、電気主任技術者任せであり、電気主任技術者も微量PCB汚染廃電気機器等に関しては正しい認識がない場合がある。同様にマンション管理士も認識が不足している。行政による、微量PCB汚染廃電気機器等に関する啓蒙活動等周知徹底が必要である。</p> <p>現在のところ、1990年～2000年にかけて竣工したマンションのトランス等の耐用年数は、2020年～2030年と予測されるため、平成43年（2031年）まで延長をお願いする。そこまで延長が無理な場合は、マンションに対して行政から補助金等の援助及び強力な働きかけが必要であると考えられる。</p>	<p>処分の期間については、ストックホルム条約において平成40年までの処理が求められていることを踏まえ、平成39年3月31日までと設定したものです。マンション関係者の知見の不足等の御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>処理施設の処理量の不足等により、新たな処理期間内に処分できないということは考えられないのか。</p>	<p>高圧トランス等については、できるだけ早く処理を終わらせるよう、適切なスケジュールを設定し取り組むことが必要であると考えており、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）事業所の操業期間については、今後の処理推進策について地元地域の理解を得ながら、さらに詳細を検討していくこととしています。</p> <p>また、微量PCB汚染廃電気機器等については、今後、処理施設の能力増強等により、新たな処理期間内に確実に処理がなされるよう施策を推進することとしています。</p>
7	<p>PCBの混入が懸念される年代の機器を限定し、早急な含有調査を義務化することによって汚染機器の存在状況を把握することにより、必要な無害化処理施設の規模及び数を確定することが急務。</p>	<p>PCBの微量汚染が懸念される機器の製造年について、報告書で考え方が示されています。また、過去の調査により年代ごとの概ねの汚染割合が判明しており、今後必要に応じて処理対象量を精査していくとともに、無害化処理認定制度の着実な運用等により、必要な処理能力の確保を図ることとしています。</p>
8	<p>処理を迅速に推進するため国からさらなる資金面での援助・助成制度の拡充を行うべき。また、中小企業等が補助の対象となっているが、社団法人は含まれていないため、助成対象の拡充を検討いただきたい。</p>	<p>今後の取組において参考とさせていただきます。</p>

9	<p>微量PCB汚染廃電気機器等の処理は民間の認定事業者に任せる方針のようだが、まだ十分な数の処理業者が認定されておらず、今後も増えるかどうか不透明である。JESCOでも無害化処理を行うなど、国が関与した施設の増設を行うべき。また、その際には、JESCOがプライスリーダーとして、妥当な料金設定を行うべき。</p>	<p>微量PCB汚染廃電気機器等の処理施設の増強のため、国においては無害化処理認定制度の着実な運用を図ることとしています。処理料金については、民間事業者の競争が重要であり、各事業者が決定すべきものと考えています。</p>
10	<p>新たな処分の期間を守るため、各々の課題をいつまでに検討し解決していくのかというPCB廃棄物処分全体のロードマップを作成し、節目節目で進捗管理していかなければいけない。保管事業者としては、いつまでにどうするかというロードマップがないと、処分計画が立てられない。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① JESCO北九州事業所と北海道事業所以外のエリアの安定器処理体制の確保。 ② 漏洩しているPCB廃棄物機器処分。 ③ 微量機器の課電自然循環洗浄法による処分。 	<p>安定器等のPCB汚染物に関する処理体制については、環境省と自治体との協議の場を設けて検討していくこととしています。</p> <p>漏洩しているPCB廃棄物の処分については、JESCOにおいて必要な設備改造等を行った上で、今後処理を進めていくこととなります。</p> <p>課電自然循環洗浄法については、まず技術的な課題等について検討を行うことが必要であると考えています。</p>
11	<p>早期処理の実現に向けた方策を幅広く検討し、国として具体的な方針を取りまとめ、実行すること。特に、PCB廃棄物未届事業者の掘り起こしについては、テレビコマーシャル、新聞広告等を活用し、国において積極的に行うこと。</p>	<p>PCB廃棄物の未届出事業者の掘り起こしについては、都道府県市において取り組むことが必要であると考えています。国においても、関係事業者団体等を通じた掘り起こし等に取り組んで行くこととしています。</p>
12	<p>保管事業者への周知徹底が不十分であり、誤廃棄・盗難などの事例も多く見られる。処理期限延長による保管事業者の緩みが出ないかも心配。また、東日本大震災で流出し不明となった機器も存在し、予想される首都直下型地震、東南海地震の発生予想地域ではなんらかの前倒し処理の措置が必要ではないか。</p>	<p>重要な課題であると認識しており、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>PCB廃棄物の早期処理のためJESCOへ登録を行っているにもかかわらず、処理期限の延長によって、更に処理が遅れることは容認し難い。また、未だ見込みの立たない「安定器等・汚染物」や「微量PCBおよびその容器等」の早期処理完了に向けても、国及び地方自治体における具体的な処理促進策について言及していただきたい。</p>	<p>高圧トランス等については、できるだけ早く処理を終わらせるよう、適切なスケジュールを設定し取り組むことが必要であると考えています。JESCOの各事業所の操業期間については、今後の処理推進策について地元地域の理解を得ながら、さらに詳細に検討していくこととしています。</p> <p>安定器等のPCB汚染物に関する処理体制については、環境省と自治体との協議の場を</p>

		<p>設けて検討していくこととしています。</p> <p>微量PCB汚染廃電気機器等については、筐体の処理施設を中心に処理能力の増強に取り組むべく無害化認定制度の運用を図ることとしています。</p>
14	<p>処理期限内の処理を完了させるため、国がリーダーシップをとり、依然として課題が多く残っている微量PCB汚染廃電気機器等の処理の見通しについて、継続して検討する場を設けるべき。</p>	<p>環境省においては、微量PCB汚染廃電気機器等の処理を推進するため、引き続き、必要な検討を行っていくこととしています。</p>
15	<p>特措法施行から10年間の状況を見ると、処理が順調でないにもかかわらず、処理方法の変更や施設の増設などの話も無く、はじめから法律を遵守する気が無かったかのように見受けられる。このような状況では、期限を延ばしても守られるかどうか疑わしい。せめて途中で見直しを行い、処理が滞るようであれば、非常事態と受け止めるくらいの気持ちで臨んで頂きたい。</p>	<p>PCB廃棄物特別措置法の施行後10年間は、高圧トランス等の処理体制の整備等に努めるとともに、施行後に判明した微量PCB汚染廃電気機器等の処理体制の構築に努めてきました。環境省としては、今後とも引き続き処理体制が確保され、処理が促進されるよう必要な取組に努めることとしています。</p>
16	<p>JESCOでの処理において、機器が変形しているという理由で未処理となったものを継続して保管している。この変形品の処理方法を早期に明示していただきたい。</p>	<p>変形した機器等の処理については、技術的に処理が難しい点があるため、JESCOにおいて具体的な処理方法を検討した上で、今後処理を進めていくこととなります。</p>
17	<p>保管事業者に対し、早期の処理を促すよう、例えば、税制面での優遇措置を検討できないか。</p>	<p>高圧トランス等については、都道府県が中心となって、地域ごとの搬入時期を定めるなど、計画的な処理が進められています。</p>
18	<p>使用中のPCBを含む電気機器について、早期に関係省と連携して、使用中機器の取扱いについて検討を行い、現在使用中機器の廃止期限を法的に定めることや、措置命令の適用を行うことなどの方針を定めるべき。</p>	<p>使用中のPCBを含む電気機器の取扱いについては、今後、関係省と連携して検討を行うこととしており、検討の際の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>PCBを含む機器の保管場所に苦勞している。一企業での保管には限界があるため、処理前の中間保管場所のようなもの作れないか。</p>	<p>PCB特別措置法において、事業者はPCB廃棄物を自らの責任において確実にかつ適正に処理しなければならないとされており、適正な保管についても事業者が自らの責任で行う必要があります。環境省としては、PCB廃棄物の処理が促進されるよう取り組んでいくこととしています。</p>
20	<p>企業経営が厳しい中で、処理費用が高額である。処理費用の無料化、大幅軽減又は補助金の創設を希</p>	<p>わが国における産業廃棄物の処理は、排出事業者が責任を持って処理を行うこととなっ</p>

	望する。	ており、処理費についても排出事業者が負担することが必要です。なお、高濃度PCB廃棄物については、国から拠点的広域処理施設の整備への補助を行うことを通じて、その処理費用が軽減されることとなっており、また、中小企業者等については、PCB 廃棄物処理基金による助成も行っています。
21	J E S C Oにおける処理期間を延長すると処理対象物が変わらないのに延長期間分の運営費が増えることになるが、処理料金を引き上げるのであれば既に処理を終えた事業者との不公平が生じないように対処すべき。	今後の取組において参考とさせていただきます。
22	保管の長期化に伴い、個人の保管事業者では高齢となっている人が多く、法人では倒産や清算となってしまうケースや処分費が払えないケースが増えている。これらは廃棄物の散逸・不適正処理の原因となるものであり、適正保管の指導を現実的に難しいものになっている。この点に対応するための制度を整備する必要がある。	重要な課題であると認識しており、今後の取組の参考とさせていただきます。
23	PCBについては、処理完了までの長期にわたる保管や高額な処理費用など、全てにおいて購入者（使用者）が負担を課せられている状態にある。処理期限の延長はこの負担が長期化することを意味する。微量PCB汚染廃電気機器等の所有者に汚染が至った原因を明確に示した上で、国や製造メーカー等の責任も含めて、保管・処理等に関する費用負担等について検討していただきたい。	PCB及びこれを使用した製品の製造業者については、国のポリ塩化ビフェニル処理基本計画において、PCBの使用の有無の判断やPCBの円滑な処理に必要な情報の提供に努めること、また、PCB 廃棄物処理基金への資金の出えんやPCB 廃棄物の処理の必要性に関する普及啓発等に協力することが求められています。また、国においては、PCB 廃棄物処理基金による助成や、拠点的広域処理施設の整備に対する補助を行っています。今後とも引き続きこれらの役割が果たされるべきものと考えています。
24	検討委員会の報告にある、J E S C Oの各事業エリアごとの詳細な検討内容を説明してほしい。	今後、PCB処理基本計画の改訂等を行うこととしており、その際には検討内容についても、適宜公表することとしています。
25	微量PCB濃度の基準値（0.5mg/kg）の見直しを要望する。	PCB処理物の基準値については、科学的な知見を踏まえ検討され設定されたものであり、現状においては見直す予定はありません。
26	製造及び輸入されたPCBの総量と処理された	製造量と保管量の差異について、PCBの

	<p>量及び保管されている量の差の部分が解明されていなく、その差の量が大量であることを重視して、追跡調査等を徹底する措置を全国的規模で具体化してください。また、これらの取組のため、都道府県の体制強化や予算措置を確保すべき。</p>	<p>規制前に処分されたもの、過去にトランス等が不明となっているものなどがあると考えていますが、今後、未届けのPCB廃棄物の掘り起こしについて、環境省としても都道府県等の関係機関と連携して取り組んで行くこととしています。また、使用中のPCBを含む電気機器の取扱いについても、今後、関係省と連携して検討を行うなど取り組んで行くこととしています。</p>
27	<p>PCB 処理推進を図るため、無害化処理施設の申請支援を積極的に行って頂きたい。また、地元行政に理解して頂くため、国から説明して頂く等、協力的な支援をお願いしたい。</p>	<p>環境省においては、申請を行う予定のある者に対して事前の相談を行うなどの支援を行っています。</p>
28	<p>低濃度の筐体や二次廃棄物（活性炭・防護服等）の処理は、無害化処理認定施設を積極的に活用し、民間企業の投資対効果を向上させて頂きたい。</p>	<p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p>